

令和5(2023)年度秋の市民一斉美化運動(不法投棄撲滅運動)実施要領

1 実施目的

地域環境の美化と資源の有効利用を推進するとともに、市民の快適な環境づくりに対する意識の高揚を図る。

また、近年大きな問題となっている、プラスチックごみによる海洋環境汚染について、栃木からのプラスチックごみ海洋流出を防止するため、陸上で散乱したごみの清掃活動を推進する。

2 実施日時

令和5(2023)年11月12日(日)

※ 午前10時までに指定の集積所に搬入願います。

(塩原地区は、午前9時30分までに搬入願います。)

※ 雨天時も各集積所の収集は行います。

3 実施場所

各地域内の道路脇等

4 実施内容

地域内の道路脇等の不法投棄物の収集及び清掃

5 実施方法

(1) 収集品目

①可燃ごみ、②缶、③茶びん、④その他びん、⑤不燃ごみ(発火性危険ごみを含む)、⑥粗大ごみ、⑦処理困難物(特定家電製品・タイヤ等)

※ ①～⑤は分別してボランティア袋に入れてください。

(2) 収集物の搬入

別紙集積所一覧で指定された集積所に上記のとおり分別し、搬入してください。収集は午前10時から開始します(塩原地区のみ午前9時30分から収集を開始します)。

6 実施に当たって

一斉美化運動の作業実施に当たっては、傷害保険に加入しておりますが、作業時間以外や作業範囲(公園、道路脇等)以外での事故、第三者への加害事故の場合等は保険適用にならない場合があります。危険を伴う作業は避けて、事故や怪我のないよう十分気を付けて作業をお願いします。万が一、事故等が発生した場合は、速やかに廃棄物対策課へ連絡してください。

7 実施結果報告

令和5(2023)年11月24日(金)までに実施結果報告書を、自治会長が取りまとめて廃棄物対策課、西那須野支所産業観光建設課、塩原支所総務福祉課又は箒根出張所のいずれかの窓口へ提出してください。FAX又は電子メールも可能です。

8 注意事項

【11月12日以外の日を実施する場合】

統一行動日(11月12日)以外の収集は行いません。ボランティア袋を使用して通常の家庭ごみと同様に分別し、少量ずつごみステーションに出してください。

ごみの収集日までは、ごみステーションには出さず、各自保管してください。また、ごみステーションに出せないごみ(粗大ごみ、処理不適物等)の不法投棄を発見した場合は、回収せずに廃棄物対策課に連絡してください。

【那須塩原クリーンセンターに直接搬入する場合】

事前に次の内容を廃棄物対策課に連絡してください。

- ① 一斉美化運動で回収したごみであること。
- ② ごみの種類(可燃、不燃、粗大ごみ等)、ごみの量

※ 11月12日(日)に那須塩原クリーンセンターへ直接搬入する場合は、午前10時から午前11時までの間に搬入してください。

【収集物の多量排出が見込まれる場合】

集めたごみを集積所へ多量に出してしまうと、他の集積所の収集に影響が出てしまうため、事前に廃棄物対策課に連絡してください。

9 令和5(2023)年度春の市民一斉美化運動実績(市内全域)

参加人数 18,368人

回収量

- ・ 可燃ごみ 11.3t
- ・ 不燃ごみ 2.8t

皆さんの協力で多くのごみが回収できました。ありがとうございました。

【問合せ先】

廃棄物対策課

TEL 0287-62-7301

FAX 0287-62-7202

【11月12日：問合せ先】

一斉美化本部(午前9時30分以降)

TEL 090-3315-8883